

第3章 競争法

2020年においては、国家市場監督管理総局（以下「SAMR」）が「独占禁止法」改正案の意見募集稿を公布したほか、独占禁止法の運用ガイドラインの一部も、正式に公布・実施されている。また、プラットフォームと原料業の分野における独占禁止法運用ガイドラインの意見募集稿等も、公布されている。法律執行の面では、2020年において、処理完了件数が108件で、合計で3億9,100万元の制裁金と違法所得没収が課されている。SAMRは医薬品、プラットフォーム、公共事業、建材、中古自動車業界等を中心に、独占禁止法違反行為に対する取り締まりを強化してきている。企業結合案件については、未申告案件への処罰が強化されつつあるとともに、条件付認可の案件や、制限条件が解除された案件を挙げることができる。商業賄賂については、医薬品業界等の民生分野に対する規制の強化が続いている。

法令の改正とガイドラインの公布

2020年初めにおいて、SAMRは「独占禁止法」改正案の意見募集稿を公布した。同改正案では、中国の独占禁止法の制度が、ある程度において整備されている。また、「企業結合の審査に関する暫定規定」が2020年10月27日に公布され、同年12月1日に施行されたことにより、従来各実施細則に散在していた企業結合のルールの一統化が推進されている。

独占禁止法の運用指針について、リーニエンシー制度および事業者確約制度、自動車産業に対する独占禁止法の適用、知的財産権の行使に関するガイドライン等の国レベルの具体的な運用ガイドラインは、既に公布されているが、独占的協定の適用除外、ならびに違法所得および制裁金の確定に関するガイドラインは、いまだに正式には公布されていない。

企業における独占禁止法上のコンプライアンス意識を高めるために、SAMRは国レベルの独占禁止法遵守ガイドラインを公布したほか、中国国外の独占禁止法コンプライアンスガイドラインの意見募集稿も公布している。山東省や河北省等の地方においても、独占禁止法遵守ガイドラインが、それぞれ公布されている。

SAMRはプラットフォームや原料業業界にかかわる独占禁止法運用ガイドラインの意見募集稿も公布しているので、これらの業界における独占的行為に対する取り締まりの強化も期待されている。また、国家発展改革委員会と商務部は2020年12月19日に、「外商投資安全審査弁法」（2021年1月18日から施行）を公布している。

独占的協定行為に対する規制の動向

2020年において、SAMRは数多くの独占的協定行為をめぐる案件を摘発した。具体的に述べると、カルテル（水平型の独占的協定行為）の面では、浙江省と広東省のコンクリート事業者団体、貴州省と安徽省の自動車運転業者、湖南省のガス業者、湖北省・寧夏回族自治区・浙江省の中古車業者等によるカルテル行為に対し、制裁金等が科せられている。一方、垂直型の独占的行為の面では、あるコンピューター業者による転売価格制限の案件に対する調査の終了に関する決定書が、公表されている。

市場支配的地位の濫用行為に対する規制の動向

市場支配的地位の濫用については、2020年において、山東省と浙江省の医薬業者の案件、青海省と山西省のガス業者の案件、浙江省の葬儀業者の案件、江蘇省の水道業者の案件等に対する処罰決定書が、公表されている。また、独占禁止法執行機構が業者による調査受入れの拒否や妨害の行為に対し、制裁金を科した案件も、発生している。

企業結合行為に対する規制の動向

2020年にSAMRに受理された企業結合申告案件は481件であり、473件に対する審査実施の決定が下されている。新型コロナウイルス感染症蔓延の悪影響があったが、2020年における審査実施決定の件数は、前年における審査実施決定の件数（462件）に比べると、若干増えてきた。また、事前申告を行わなかった企業結合案件（ガン・ジャンピング）に対する処罰が強化されつつあり、十数件の処罰決定を下している。そのうち、医薬品業者やプラットフォーム業者の企業結合未申告行為に対する処罰の案件には、各業界からの高い関心が寄せられている。

2020年においては、条件付認可の企業結合案件は4件発生しており、過去条件付きで認可された企業結合の制限条件が解除された案件が、1件公表されている。

独占禁止法関連の司法の動向

2020年には、標準必須特許のライセンスに関する訴訟が注目を集めているほか、プラットフォーム業者等にかかわる独占禁止関連の訴訟案件も多発している。また、独占禁止に関する紛争が仲裁対象に該当するかという問題について、最高人民法院は、フフホト市匯力物資がシュル（中国）

を訴えた案件（2019年）においては、独占禁止をめぐる紛争が仲裁の対象に該当しないという裁定を下していたが、山西昌林実業とシェル（中国）社との間における市場支配的地位の濫用をめぐる再審の案件（2020年）においては、契約の履行過程において生じた当事者間の紛争が契約の定める有効な仲裁条項の拘束を受けるべきであるという旨の裁定を下している。

商業賄賂に対する規制の動向

元の国家工商行政管理局が制定した「商業賄賂行為の禁止に関する暫定施行規定」（1996年11月15日に公布・施行）等の重要な実施細則は、「不正競争防止法」（2019年4月23日最新改正）の下で、いまだに改正されていないことから、各規定の間においては、整合性の問題が生じている。2020年において、中国全国人民代表大会常務委員会執法検査グループは、「不正競争防止法」の実施状況の検査を実施し、商業賄賂を含む不正競争の規制に関する実施細則の欠如等の実務上の諸問題を網羅した検査報告書を提出している。

なお、2020年において、SAMRや地方の市場監督管理部門は、医薬・医療業界や電子商取引等の民生分野を重点対象とする商業賄賂の取り締まりを強化しているほか、新型コロナウイルスの拡散防止・抑制用の医療物資に関する商業賄賂案件に対しても、摘発を行っている。

<建議>

<独占禁止法の改正等>

- ① 国家市場監督管理総局が2020年の初めに発布した「独占禁止法」改正案の意見募集稿によると、独占禁止法の制度は、ある程度において整備されている一方、独占的協定のセーフハーバー制度、支配力認定の基準と条件、企業結合の届出義務免除の条件と範囲等については、さらに明確にすることを要望する。さらに、今回の法改正の下での行政機関、公共事業者と事業者団体等の独占行為に対する規制の強化や、公平競争審査制度の徹底等を通じた競争政策の基礎的な地位の強化を要望する。
- ② 2020年には、行動の指針としての独占禁止運用ガイドラインが部分的に公布されたが、独占的協定認定基準の適用除外に関する制度、事業者の独占行為に対する処罰確定の基準と方法、市場支配的地位濫用行為の禁止に関する制度等については、なおも明確な運用基準が欠如しており、これは当局の裁量の余地を大きくし、企業の行動上の障害となっているので、詳細なガイドライン等の公布による明確化を要望する。
- ③ 独占行為に対する行政調査の手続について、国家市場監督管理総局の「市場監督管理行政処罰手続暫定施行規定」第51条等において、事前告知書を受領してから3営業日以内に申し出な

ければならないという非常に短い期間が設定されているが、特に外国企業の場合には、翻訳文書の内容を踏まえた上で検討する必要があることから、当該期間内の対応が困難になる場合も考えられる。当事者の陳述と弁明の機会が実質的に保護されるように法令を改正または運用するよう要望する。

- ④ 一部の外商投資については、外商投資安全審査を受ける必要があるものとされているが、しかし、対象の業種、審査の基準、および審査認可のプロセスの詳細は、依然として不明確なままである。ガイドラインや実施細則等の公布等により、これらを明確にするよう要望する。

<独占的協定の禁止>

- ① 垂直型の独占的協定の規制方法について、実際の法執行の面において、行政執行機関は「当然違法原則」に似た考え方を保っているが、一方で、司法機関は訴訟の中において「合理の原則」に似た考え方を採用しており、それぞれの判断基準が一致していないといえる。行政執行機関と司法機関を含む各部門の間における規制の基準の統一化を要望する。
- ② 国家市場監督管理総局が2019年7月1日に発布した「独占的協定の禁止に関する暫定施行規定」などによると、調査対象となる当事者に対して、リニエンシー制度を通じて調査へ協力する際は、書面での確認と資料を提出することを要求している。しかし、これによって、他国の民事訴訟における不利な結果を招きやすく、調査への十分な協力を躊躇してしまうケースが生じうる。他の主要な各国と同様に、実際の法執行の面において口頭の報告を認めるという運用方法の徹底化を要望する。

<市場支配的地位の濫用>

- ① 「知的財産権の分野に関する独占禁止ガイドライン」が2020年9月に公布され、知的財産権の権利を行使する際に考慮すべき独占法運用の原則が定められているという点は、評価されるべきである。しかし、特許権はそもそも独占的かつ排他的な権利であるが、FRAND原則の適用を受ける旨の宣言の有無を問わずに、標準必須特許に対してFRAND条件の下でのライセンスの実施を強制している等の例に見られるように、知的財産権を過度に制限し、イノベーションを阻害するのではないかと懸念も、生まれている。世界各国の法令の運用状況を踏まえた上での法令およびガイドラインの統合的な運用を要望する。
- ② 下請業者に対する代金支払遅延等の市場支配的地位濫用行為に対する防止策として、國務院は「中小企業代金支払保障条例」を公布し、実施している。ただ、同条例の徹底に向けて、中国の国有企業を始めとする大手企業に、売掛金の回収や代金の支払を取引契約のとおり履行させるようにするための中央政府による力強い指導を要望する。

<企業結合>

- ① 企業結合の届出時における「結合」または「支配力」の構成条件が不明確であり、特に、マイノリティー出資の場合における届出義務の有無については、事業者側の判断が困難となるケースが存在している。事業者側にとって予見可能なガイドラインを早急に公布することが望ましい。また、企業結合届出の基準の一つである企業結合当事者のグループ全体の売上高という基準については、中国国内外の経済発展の情勢に応じ、その額を適宜に引き上げることを要望する。
- ② ある取引に対する企業結合届出の要否の判断基準について、届出が必要な場合の基準については、包括的かつ広範に記載されているが、一方で、届出が不要な場合の要件については、触れられていない。さらに、中国国外における企業結合行為のうち、中国市場に対して全く影響がない場合においても、中国での届出が義務づけられている。法改正やガイドラインの公布等を通じて届出が不要な場合の要件を明確にし、中国市場に対して全く影響がないような取引の類型を届出の対象から除外する等例外的な規定を設ける等の措置を要望する。
- ③ 企業結合の届出において、書類の提出から正式な案件受理までの期間は、ケースによって異なっており、過度に長期化する場合もある。簡易届出制度の実施と事例の蓄積を通じて若干迅速化しているものの、同一の案件をめぐる世界各国における届出の際に、ただ中国における届出のみが、日程の上で遅滞しているという現象が見受けられるため、さらなる運用の改善を要望する。
- ④ 企業結合審査の透明性向上の観点から、承認の当否の根拠、条件付承認を行う場合における根拠に関する規定、市場範囲の画定方法等の企業結合審査の基準、特に、「業務または資産の独立性の維持」という制限条件の付加と解除に関する基準を、法改正やガイドラインの運用等を通じてさらに明確化し、純粋に競争制限・排除効果の有無の観点から審査を行うことを要望する。

<商業賄賂>

- ① 「不正競争防止法」においては、商業賄賂の認定にかかわるコミッションおよび値引きの「事実通りに記帳」に関する基準、および「職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす単位または個人」の範囲等の文言が、なおもあいまいなままであり、商業賄賂と認定された場合に科せられる違法所得の没収および制裁金という罰則の運用基準も、不明確である。関連の実施細則またはガイドラインを早急に公布し、これら基準を明確にすることが望ましい。また、商業賄賂に該当する場合の行政上の責任、刑事上の責任その他法的責任の適用基準の明確化、および企業が商業賄賂防止体制を徹底化して従業員個人

の賄賂行為を当局に通報した場合における責任の軽減・免除に関する制度の確立を要望する。

- ② 現行の「商業賄賂行為の禁止に関する暫定施行規定」は、「不正競争防止法」が2019年に改正された後に相応に改正されていないことから、一定の条件を満たした値引き、コミッションおよび付随的贈与を除き、販売に伴う取引の相手方に対する物品・利益の提供が、違法となってしまう余地が、いまだに残されている。企業の経済活動を過度に萎縮させないためには、合理的な利益提供を適法化する法令の改正を行うべきであり、改正後の「不正競争防止法」に基づく当該暫定施行規定の改正を早期に実施することを要望する。